

令和 8 年度彦根市職員研修委託業務 公募型プロポーザル実施要項

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和 8 年度彦根市職員研修委託業務

(2) 業務の目的

令和 4 年 1 月に策定された「彦根市人材育成基本方針」は、目指すべき職員像を「変化に対応できる柔軟性を持ち、改革を実行する職員」と掲げています。求められる能力を身に付け、そのような職員を目指すにあたり、委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、研修業務を実施するものです。

(3) 業務内容

「令和 8 年度彦根市職員研修委託業務【仕様書】（以下「仕様書」）」に記載のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和 9 年(2027 年)3 月 31 日まで

(5) 見積限度額

539,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※見積限度額を超える金額で提案した事業者は失格とします。

2 参加資格要件

本業務に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしているものとします。

- (1) 彦根市から入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項もしくは第 19 条の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 銀行取引停止となっていないこと。
- (5) 彦根市暴力団排除条例（平成 23 年彦根市条例第 17 号）第 6 条の規定により、次の①から⑥までの要件に該当する者でないこと。
 - ① 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」とい

う。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者

- ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ④ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(6) 彦根市が実施する職員研修を実施することができる能力を有する者であること。

3 スケジュール

事業者選定までの日程は次のとおりとします。

プロポーザル公示	令和8年6月12日(金)
参加表明書、質問書提出期限	令和8年6月19日(金)16時45分まで
質問回答	令和8年6月26日(金)
企画提案書等提出期限	令和8年7月3日(金)16時45分まで
選定結果の通知	令和8年7月中旬から下旬

4 企画提案に係る参加について

このプロポーザルに参加する事業者は、以下により、「参加表明書」(様式1)を提出してください。

(1) 提出方法

電子メール(電話にて着信確認を行ってください。)または窓口持参
持参の場合は、平日(祝日除く)の9時から16時45分までに来庁してください。

(2) 提出期限

令和8年6月19日(金)16時45分まで

(3) 参加辞退の場合

参加表明書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとな

った場合は、速やかに「参加辞退届」（様式2）を人事課まで提出してください。

(4) 提出先

彦根市人事部人事課

住所：〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

E-mail：jinji@ma.city.hikone.shiga.jp

電話番号：0749-30-6106

5 企画提案に係る質問および回答について

参加表明書を提出した事業者で、質問がある場合は、「質問書」（様式3）にて質問してください。

(1) 提出方法

電子メール(電話にて着信確認を行ってください。)

(2) 提出期限

令和8年6月19日(金)16時45分まで

(3) 提出先

彦根市人事部人事課

E-mail：jinji@ma.city.hikone.shiga.jp

電話番号：0749-30-6106

(4) 質問に対する回答

受け付けた質問の趣旨と回答は、「参加表明書」を提出した全事業者に、電子メール等にて送付します。ただし、軽微な質問については、質問者のみに口頭により回答する場合があります。

6 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した事業者は、以下に基づき、研修に関する企画提案書等を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙(様式4)
- ② 経費見積書(任意様式)
- ③ 応募事業者の概要(様式5)
- ④ 応募事業者の研修実施実績(様式6)
- ⑤ 委託研修のカリキュラム案(様式7)
- ⑥ 講師調書(様式8)
- ⑦ 暴力団の排除にかかる誓約書兼同意書(様式9)
- ⑧ 登記事項証明書(現在事項全部証明書)
- ⑨ 納税証明書(国・市)

※③、④、⑤、⑥は5部、それ以外は1部提出してください。

※⑦、⑧、⑨については、「令和8年度入札参加資格者名簿」搭載者は提出不要です。

※各様式について、記入欄が足りない場合は複数枚にさせていただいても結構です。

※その他、彦根市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

※経費見積書は、消費税および地方消費税を含む旨を記入のうえ、すべて消費税及び地方消費税を含めた価格で作成してください。宛名は、「彦根市長」とし、「社名」、「代表者名」、「代表者の登録印」を押印してください。

(2) 提出方法

郵送(「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかにすること)または窓口持参持参の場合は、平日(祝日除く)の9:00~16:45に来庁してください。

(3) 提出期限

令和8年7月3日(金)16時45分まで

(4) 提出先

彦根市人事部人事課

住所：〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

7 審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書の内容をもとに書類審査を行います(事業者からのプレゼンテーションは実施しません)。ただし、審査する上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがあります。

(2) 審査項目及び配点

別添「令和8年度彦根市職員研修委託業務に関する企画提案書評価シート」のとおり

(3) 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の選定方法

審査結果に基づき、評価点の合計が最高点の事業者を最優秀提案者として選定します。

審査結果は、令和8年7月中旬から下旬を目途に応募事業者すべてに郵送します。

8 契約締結等の手続

彦根市は、上記により決定した最優秀提案者を第1位の優先交渉権者とし、対象業務について協議を行い、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結します。なお、最優秀提案事業者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとします。

9 注意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て事業者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しません。
- (3) 提出された一切の書類は、本業務以外の目的では使用いたしません。また、選定に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (4) 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めません。
- (5) 提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがあります。また、これにより彦根市が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- (6) 参加表明書を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、このプロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。
- (7) このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語および通貨については、日本語および日本国通貨とします。
- (8) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合においても、受託者の損害を補償することはいたしません。
- (9) 本業務に参加する者は、最優秀提案者決定後において、本実施要項等の内容について不明、または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

10 担当窓口および問合せ先

彦根市人事部人事課

住所：〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

E-mail：jinji@ma.city.hikone.shiga.jp

電話番号：0749-30-6106

担当者：中村、小川